平成２１年（フ）第２２２号
埼玉県本庄市児玉町児玉1540番地１　ベルメゾンファミリー105号室
債務者　平マリノこと　ＴＡＩＲＡ　ＭＡＲＩＮＯ　ＫＥＮＩＴＩ
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２３６号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保566番地５　ハイツＰ＆Ｉ310号
債務者　星井　大輔（旧姓新井）
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２３７号
埼玉県熊谷市西別府1849番地１
債務者　浅野　義敏
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４９号
千葉県山武市埴谷664番地81
債務者　佐藤千鶴子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９号
千葉県山武郡九十九里町粟生261番地７
債務者　境木　昭生
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４４号
新潟県新潟市中央区湊町通１ノ町2649番地２
債務者　藤井　勝章
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７４号
新潟県東蒲原郡阿賀町豊川甲460番地
債務者　加藤　政子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９３号
新潟県新潟市中央区近江２丁目22番15号
債務者　三浦　裕華
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２５号
新潟県新潟市西蒲区潟頭2460番地１
債務者　ＮＥＶＥＳ・ＰＡＵＬＯ・ＲＯＢＥＲＴＯ
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２６号
新潟県新潟市西蒲区潟頭2460番地１
債務者　ＮＥＶＥＳ・ＭＡＲＩＡ・ＹＵＲＩＫＡ・ＡＲＡＩ
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２２号
岐阜県美濃市2053番地
債務者　大橋あやめ（旧姓八木）
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第７０８号
神奈川県横浜市中区本牧和田27番18―302号、申立時の住所静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の７
債務者　関沢　亮子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
静岡県沼津市花園町７番地の１
債務者　山本　政子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
静岡県伊豆市湯ケ島258番地の４
債務者　浅田　信和
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
静岡県伊豆市湯ケ島258番地の４
債務者　浅田　睦子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
静岡県沼津市西沢田1079番地の２
債務者　宮代順一郎
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字東中浜51番地72
債務者　佐橋　真理
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係